

# 令和 3 年 度

## 青梅市自治会連合会定期総会議案

- 日 時 令和 3 年 5 月 8 日
- 場 所 書面会議

---

### 総 会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓祝辞
- 4 議長選出
- 5 議 事
  - 議案 (1) 令和 2 年度事業報告
  - 議案 (2) 令和 2 年度収支決算報告および監査報告
  - 議案 (3) 令和 2 年度青梅市自治会連合会ホームページ  
運営事業会計収支決算報告および監査報告
  - 議案 (4) 青梅市自治会連合会規約の一部改正について
  - 議案 (5) 令和 3 年度事業計画 (案)
  - 議案 (6) 令和 3 年度収支予算 (案)
  - 議案 (7) 令和 3 年度青梅市自治会連合会ホームページ  
運営事業会計収支予算(案)
  - 議案 (8) 令和 3 年度役員の承認について (案)
- 6 新役員代表あいさつ
- 7 退任役員に対する感謝状および記念品贈呈
- 8 市長から退任自治会長に対する感謝状および記念品贈呈
- 9 退任者代表あいさつ
- 10 閉会のことば

---

青梅市自治会連合会

<https://www.ome-rengou.jp/>

# 青 梅 市 民 憲 章

小鳥が遊ぶ

緑深い野山

清流が岩をかみ

まちをつらぬく

澄みきった空

黒い豊かな大地

遠い祖先からうけついで

歴史と文化がいきづくまち

それが

わたしたちの青梅

そこに住む 市民みんなのしあわせと 活気にみちた郷土をきずくために

- 1 木や花をたいせつにし 美しいまちをつくろう
- 2 とともに学びあい 心やからだをきたえよう
- 3 明るい家庭をつくり 若い力を育てよう
- 4 よく働き 豊かな暮らしをともにしよう
- 5 協力し助けあい 住みよいまちにしよう

## 綴込資料

- 1 退任役員
- 2 退任自治会長
- 3 青梅市自治会連合会規約（案）
- 4 青梅市自治会連合会規約施行規則
- 5 青梅市自治会連合会弔慰金等贈呈内規
- 6 青梅市自治会連合会個人情報取扱方法
- 7 支会別・年度別自治会加入世帯数

本年度は、新型コロナウイルスの感染が拡大し、横浜港に帰港したクルーズ船で多数の感染者が発生するなど混乱が広がるなか、４月から５月にかけて初めての緊急事態宣言が発令されました。身体的距離の確保やマスク着用といった「新しい生活様式」や在宅勤務などの感染防止策が呼びかけられましたが、各地で集団感染の発生が続きました。また、世界規模での感染拡大を受け、東京五輪・パラリンピックは史上初めて１年延期となりました。

自然災害は、７月に梅雨前線が停滞した影響で、九州を中心に記録的な豪雨となり、熊本県を流れる球磨川などが氾濫、77人が死亡し２人が行方不明となりました。９月には大型で非常に強い台風１０号が九州に接近し、激しい風雨をもたらし、６人の死者・行方不明者が出ました。青梅市においては、幸いなことに大きな被害はありませんでした。

自治会連合会においては、新型コロナウイルス感染防止のため、多くの事業が自粛を余儀なくされるなど、大きな影響を受けましたが、１０月には役員研修会、１２月には「青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定」にもとづく市との情報交換会を実施、自治会連合会のホームページの構成・デザインを一新するなどの取り組みを進めました。

自治会連合会では、防犯・防災面での地域市民の安全確保に関する取り組み、地域コミュニティの醸成、加入促進活動の推進、退会防止策の検討、会員の親睦と福祉の増進等多岐にわたる事業を進めています。

定期総会にあたり、会員皆様ならびに青梅市および関係各位から寄せられました深い御理解と絶大なる御支援に心からお礼申し上げますとともに、令和２年度の事業の概要を報告いたします。

## １ 各種研修会

- (1) 【中止】自治会長研修  
予定日 ６月１４日（日）
- (2) 【中止】役員宿泊研修  
予定日 ５月２４日（日）～２５日（月）
- (3) 【中止】役員研修視察  
予定日 １０月２３日（金）
- (4) 役員研修

中止とした役員研修視察に代えて、自治会を取り巻く現状や課題を踏まえ、その活性化や地域力向上のための方策について学び、今後の自治会活

動の参考とするために役員研修を実施した。

- ア 期 日 10月23日（金）
- イ テーマ 「令和時代の自治会に求められること」
- ウ 講 師 法政大学教授 名和田是彦（なわたよしひこ）氏
- エ 参加者 連合会役員 35名

## 2 未加入世帯の加入促進

### (1) 連合会の加入促進活動

- ア 【中止】 加入呼びかけ、チラシ・ティッシュ等の配布
  - ・ 8月1日（土）青梅市花火大会
  - ・ 9月20日（日）おーちゃんフェスタ 2020
  - ・ 11月上旬 産業観光まつり（自治会活動を紹介したパネル展示）
  - ・ 3月上旬 青梅駅・東青梅駅・河辺駅
  - ・ 3月下旬 市役所正面玄関ロビー

### イ 新聞折り込みの実施

11月5日（木）新聞折り込みで新町地区に自治会加入のご案内を配布した。

### (2) 【中止】 支会単位の加入勧誘活動

各市民センターを会場とする文化祭等において支会、自治会の活動状況を紹介し、加入促進を図る予定であったが、文化祭等が中止となった。

### (3) 市の施設における加入促進活動

市役所および市民センター窓口において、加入促進パンフレットの配布およびちらし・ポスターの掲示を行った。また、小学校入学予定者の就学時健診（10～12月実施）で「加入促進パンフレット（市）」を配布した。また、入学説明会（1～2月実施）においても「加入促進パンフレット（連合会）」の他に「すまいるカードチラシ」を追加して配布した。

### (4) 各支会・自治会の活動状況などを「広報おうめ」自治会活動紹介コーナーへ継続掲載をした。また、3月1日号に特集ページを掲載し、広く市民への情報提供に努めた。

## 3 青梅市自治会連合会ホームページ

自治会活動について理解を広め、加入促進に繋げるため、平成21年4月からホームページを開設し、連合会、各支会および各自治会の活動状況や取組等を掲載している。しかし、開設から10年が経過し、見やすさや更新作業に課題もあったことから、12月15日に誰もが見やすくなりやすいホームページになるよう、構成・デザインを一新した。それに伴い、ホーム

ページ概要説明・研修会を10月30日に実施し、第1部として支会長および市民センター担当者への概要説明、第2部として市民センター担当者への操作研修を行った。

また、バナー広告継続のため協力企業等を訪問し、18社から協力を頂いた。

#### 4 自治会連合会すまいるカード事業の促進

自治会加入世帯を対象として、目に見えるメリットとして開始した会員特典サービス「自治会連合会すまいるカード」事業は7年目を迎え、106社の企業・商店等の協力により運営した。

協力企業・商店等の継続、新規にあっては、連合会三役、各支会長が各地区内の企業・商店を訪問し、サービスの協力依頼を行うと共に、パンフレットを更新・発行した。

また、令和2年から、青梅市が自治会連合会を支援する一環として、「すまいるカード」に協賛し、青梅市指定収集袋（ごみ袋）の「燃やすごみ」と「容器包装プラスチックごみ」の中袋各10枚入りを1セットとして、すまいるカードの有効期間内（令和4年3月31日まで）に1回のみ受けることができる優待サービスの利用が可能となった。

なお、当初は、青梅市と協議する中で、市民センターで「すまいるカード」を提示してごみ袋を引き換える方法で考えていたが、コロナ禍において接触機会を減らすために、今回は各自治会を通して会員各世帯に配布した。

#### 5 青梅市議会の傍聴

自治会運営に資するため、9月1日（火）に正副会長および支会長等11名が一般質問を傍聴した。

#### 6 事業計画の推進

令和元年度の取り組みを継続し、「事業委員会」、「総務委員会」、「広報委員会」の3つの専門委員会により、各課題に対する取り組みの強化を図った。（7月14日、9月8日、11月10日の計3回実施）

小・中PTA、学校との連携を進めるため、8月18日に青梅市中学校長会会長を、8月21日に青梅市小学校長会会長を訪問し、意見交換を行った。

また、青梅市自治会連合会だより臨時号「青梅市自治会連合会創立60周年記念号（12月15日発行）」および第3号「新年号（1月1日発行）」を発行した。

## 7 青梅市との情報交換会の実施

12月3日（木）に、「青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定」にもとづき、連合会は取組状況の報告等、市は財政状況およびコロナウイルス感染症対策独自事業についての報告等を行い、情報共有および共通認識のもと、地域の課題解決に向けた取組について協議をした。

なお、後日、連携基本協定に基づき、「災害情報の各支会防災対策委員会および委員への迅速な提供」について要望書を提出した。

## 8 コミュニティ事業の推進

各支会において次のような事業を進め、地域コミュニティの醸成に努めた。

### (1) 自主防災組織等の充実

コロナ禍ということもあり、一部の自治会では消防団および支会内諸団体と連携した通信訓練を行うなど、地域住民が多く集まらない方法での防災訓練を実施し、自主的な防災思想の普及に努めるとともに防災組織の充実を図った。

例年市の主催で開催されている土砂災害対応訓練および青梅市総合防災訓練については、今年度の開催は見送られた。

青梅市自主防災組織連絡会は、7月14日（火）および9月8日（火）に、自主防災組織の活動や防災ブックの活用等について防災課より説明を受けた。また、市から各自主防災組織に非常用電源の譲渡を受けるとともに、市の補助金を活用し、自主避難場所を開設した際の感染対策物品を配備した。

自治会、支会で行った防災訓練には15件、延べ2,378人の参加があった。

### (2) 【中止】防災講演会の開催

防災に関する知識の向上のため、令和3年1月17日（日）に市と共催により講演会の開催を予定していたが中止とした。

### (3) 地域の安全・安心の会等を通じ防犯パトロール等を実施した。

### (4) 健康と体力の増進

地域住民の健康と体力の増進のために実施している地区市民運動会および各種スポーツ大会等、健康増進のための諸事業については、コロナ過ということもあり、軒並み中止となった。

12月6日（日）第82回奥多摩溪谷駅伝競走大会についても、支会・自治会の部は開催されなかった。

### (5) 青少年の育成等

地域の青少年対策地区委員会、PTA等の関係団体と連携し、青少年

の健全育成のため、関係事業に協力した。

(6) 文化的事業活動

文化祭、お祭り等、地域住民のふれあいの場となる事業については、新型コロナウイルス感染防止のため軒並み中止となり、青梅大祭等の開催も無かった。

## 9 青梅市に対する協力

(1) 各種審議会委員等の推薦

青梅市の施策等を検討する各種審議会等に委員として参加し、市政に住民の意見を反映した。

(2) 周知物の協力

自治会組織を通して市および官公署等からの周知物の配布・回覧・掲示を実施し、行政サービス等の周知に協力した。

(3) 美化活動と資源再利用活動

環境美化指導員、環境美化推進員および諸団体と協力し、各自治会内の道路・河川等の清掃美化に努めた。なお、例年参加している多摩川1万人の清掃大会は中止となった。

また、新型コロナウイルスの影響により繊維類について輸出先での受入れが停止し、回収した繊維類の処理が出来ない状況となったことから、繊維類について排出抑制に協力した。

各地区のごみの減量と資源のリサイクルのため、資源回収を実施し、循環型社会に貢献した。

なお、市が実施する「資源再利用実施団体奨励報償金制度」の利用状況は次のとおりである。

資源再利用実施団体奨励報償金制度の利用状況 (令和3年2月実施分までの集計値)		
実施団体	延べ実施回数	回収量
138団体	1,313回	2,102トン

(4) 各市民センターの運営協力

地域コミュニティの拠点である市民センターの運営に参画し、事業の実施に協力した。

## 10 自治会施設の整備等

市の補助を受けて次の整備等を行った。

(1) 集会施設整備 17件 (17自治会)

(2) 掲示板修繕 204枚

## 11 関係団体との情報交換会

### (1) 社会福祉協議会・防犯協会・防火防災協会との情報交換会

青梅市社会福祉協議会、青梅防犯協会、青梅防火防災協会との情報交換会については、今回は2月に書面会議により実施し、お互いの組織の現状等を把握した。

### (2) 青梅市高齢者クラブとの情報交換会

青梅市高齢者クラブとの情報交換会を2月に書面会議により実施し、お互いの組織の現状を把握した。

## 12 公益的団体に対する協力

### (1) 青梅市社会福祉協議会事業等に対する協力

地域社会の福祉向上のため、青梅市社会福祉協議会が実施する福祉事業に協力した。

### (2) 各種募金等に対する協力

次のとおり募金活動等に協力した。

ア 赤い羽根共同募金	募金額	1, 356, 315円
イ 日本赤十字会員増強運動	実績	2, 670, 027円
ウ 緑の募金	募金額	216, 450円
エ 歳末たすけあい運動	募金額	6, 234, 057円

### (3) 防犯協会等に対する協力

青梅防犯協会、青梅防火防災協会、青梅交通安全協会の事業等に協力し、地域社会の安全・安心に努めた。防犯協会では、各自治会が青色防犯パトロールカーを借用時に自治会仕様の内容の防犯啓発テープを流し、パトロール活動を実施した。

## 13 近隣市町村自治会連合会との連携

7月29日(水)に、あきる野市において令和2年度西多摩地区自治会・町内会連合会長会の総会が開催されたほか、定例研修会、視察研修会において、情報・意見交換を行い連携を図った。

### (1) 視察研修会

ア 期 日 11月13日(金)

イ 視察先 瑞穂町郷土資料館、瑞穂町役場(免震装置・議場等)

ウ 参加者 会長

エ 内 容 施設の見学、防災講話、情報交換、青梅市自治会連合会からの要請に基づき東京都町会連合会の活動紹介および加入説明(東京都町会連合会会長・副会長・事務局が出席)

## (2) 定例研修会

集合研修はせず、講演会のDVDを配布する方法で開催された。

ア テーマ 「コロナ禍における自治会・町内会運営」

イ 講師 合同会社フォーティR&C 代表 水津 陽子 氏

## 1.4 東京都町会連合会との連携

常任理事会等に会長が出席しているが、6月18日(木)に予定されていた定期総会のほか、いくつかの常任理事会等が書面開催となった。

また、東京都町会連合会を通して、次の3点について都に要望した。

- ・東京都町会連合会への助成金交付について
- ・広報、東京都へ自治会加入促進メッセージ掲載について
- ・地域の底力発展事業の申請、報告の簡素化について

## 1.5 その他

- ・東京都「地域の底力発展事業助成」に、青梅市で7件の事業について助成決定を受けた。
- ・全国市議長会議長会「自治会、町内会の縮小、解散問題に関する特別委員会」の現地視察を10月14日に受け入れ、訪問された山形市議会議長、鶴ヶ島市議会議長、八代市議会議長に対し、会長・副会長・会計が自治会の活動および青梅市自治会連合会の取組みについて紹介した。
- ・これからの回覧版をみすえ、電子回覧板について12月8日に説明を受け、検討を行った。
- ・東京都の「新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業助成金」を活用し、マスク・除菌液・体温計の配付等、各自治会で啓発活動を進めた。
- ・令和2年7月豪雨災害に対し、日本赤十字社を通じて義援金を送った。
- ・忘年会は新型コロナウイルス感染防止のため、やむを得ず中止としたが、青梅市自治会連合会創立60周年という記念すべき年であることから、役員に対し「青梅・奥多摩の特産品ギフトカタログ(うらがギフト)」を配付し、忘年会代替事業とした。なお、記念行事として青梅市自治会連合会だより臨時号「青梅市自治会連合会創立60周年記念号」を12月15日に発行した。

令和3年5月8日

青梅市自治会連合会

会長 高橋 正

## 議案（２）

## 令和２年度青梅市自治会連合会会計収支決算

収 入

(単位 円)

科 目	予算額 (A)	収入済額 (B)	増減 (B)-(A)	説 明
1 負担金	1,382,480	1,350,480	△ 32,000	
1 負担金	1,382,480	1,350,480	△ 32,000	均等割 3,000円×154自治会=462,000円 世帯割 40円×22,212世帯=888,480円
2 交付金	1,760,000	1,760,000	0	
1 自治会振興交付金	1,760,000	1,760,000	0	青梅市自治会振興交付金1,760,000円
3 繰越金	713,234	713,234	0	
1 繰越金	713,234	713,234	0	前年度繰越金
4 諸収入	574,286	625,016	50,730	
1 預金利子	10	16	6	普通預金利子
2 助成金	250,000	250,000	0	青梅市社会福祉協議会助成金
3 雑収入	324,276	375,000	50,724	すまいるカードパンフレット 広告代375,000円
合 計	4,430,000	4,448,730	18,730	

支 出

(単位 円)

科 目	予算額 (A)	支出済額 (B)	差引残額 (A)-(B)	説 明
1 会議費	420,000	249,268	170,732	
1 総会費	340,000	220,242	119,758	記念品代、総会資料・感謝状印刷費
2 会議費	80,000	29,026	50,974	各種会議費
2 事業費	3,031,000	2,249,597	781,403	
1 調査研究費	670,000	0	670,000	
2 研修費	480,000	91,664	388,336	役員研修会費（名和田是彦先生講演会）
3 自治会振興費	516,000	142,120	373,880	役員忘年会代替事業（うらがギフト）
4 加入特典事業費	865,000	1,434,368	△ 569,368	すまいるカードのご案内冊子等印刷費
5 その他の事業費	500,000	581,445	△ 81,445	支会長防災服・防寒着、自治会長帽子 青梅市自治会連合会だより印刷費
3 負担金	60,000	60,000	0	
1 負担金	60,000	60,000	0	西多摩地区自治会・町内会連合会会長会負担金、東京都町会連合会会費

科 目	予算額 (A)	支出済額(B)	差引残額(A)-(B)	説 明
4 事務費	123,000	143,006	△ 20,006	
1 消耗品費	50,000	45,831	4,169	事務用消耗品
2 通信運搬費	70,000	95,655	△ 25,655	携帯電話代、郵便料
3 雑費	3,000	1,520	1,480	振込手数料
5 慶弔費	50,000	40,000	10,000	
1 慶弔費	50,000	40,000	10,000	自治会長傷病見舞金、弔慰金
6 交際費	410,000	182,805	227,195	
1 交際費	250,000	22,805	227,195	各種団体総会祝金・手土産代等
2 会長等活動費	160,000	160,000	0	会長・副会長・会計活動費
7 予備費	336,000	0	336,000	
1 予備費	336,000	0	336,000	
合 計	4,430,000	2,924,676	1,505,324	

収入支出差引残額 1,524,054 円は翌年度へ繰越します。

令和3年5月8日

青梅市自治会連合会会長

高橋 正

同 会計

小花 紀彦

上記の決算を審査した結果、適正に執行されていることを認めます。

令和3年4月5日

青梅市自治会連合会会計監事

榎戸 敏文

同 会計監事

山崎 大輔

同 会計監事

羽村 博

### 議案（3） 令和2年度青梅市自治会連合会ホームページ運営事業会計収支決算

収 入

(単位 円)

科 目	予算額 (A)	収入済額 (B)	増減 (B)-(A)	説 明
1 助 成 金	150,000	150,000	0	青梅市社会福祉協議会、青梅防犯協会、青梅防火防災協会
2 バナー広告収入	648,000	648,000	0	1ヶ月3,000円 全18社
3 繰 越 金	1,466,305	1,466,305	0	
4 支会負担金	121,000	121,000	0	11,000円×11支会=121,000円
5 預 金 利 子	10	18	8	
6 雑 収 入	685	0	△ 685	
合 計	2,386,000	2,385,323	△ 677	

支 出

(単位 円)

科 目	予算額 (A)	支出済額 (B)	差引残額(A)-(B)	説 明
1 事 業 費	1,600,000	2,189,000	△ 589,000	ホームページリニューアル 業務委託料 1,595,000円 ホームページ保守委託料 594,000円
2 研 修 費	230,000	72,600	157,400	ホームページ編集操作研修会
3 支 払 手 数 料	1,000	2,420	△ 1,420	振込手数料
4 予 備 費	555,000	0	555,000	
合 計	2,386,000	2,264,020	121,980	

収入支出差引残額 121,303円は翌年度へ繰越します。

令和3年5月8日

青梅市自治会連合会会長

高 橋 正

同 会 計

小 花 紀 彦

上記の決算を審査した結果、適正に執行されていることを認めます。

令和3年4月5日

青梅市自治会連合会会計監事

榎 戸 敏 文

同 会 計 監 事

山 崎 大 輔

同 会 計 監 事

羽 村 博

## 議案（４） 青梅市自治会連合会規約の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和３年５月８日

青梅市自治会連合会会長 高 橋 正

（説明）

現在、役員任期を１年としているが、会長、副会長および会計にあっては、本会の事業を継続的に進める上で現行の１年では期間が短いことから、任期を２年とする案を提出します。

	役 職	任 期		役 職	任 期
連 合 会 役 員	会 長	１ 年	→	会 長	２ 年
	副 会 長			副 会 長	
	会 計			会 計	
	常 任 理 事			常 任 理 事	１ 年
	理 事			理 事	
	会 計 監 事			会 計 監 事	

### 青梅市自治会連合会規約の一部改正（案）

青梅市自治会連合会規約の一部を次のように改正する。

第７条中「役員任期は１年とする。」を「役員のうち、会長、副会長および会計の任期は２年とし、常任理事、理事および会計監事の任期は１年とする。」に改め、同条に次の１項を加える。

２ 役員が任期中に退任したとき、後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

付 則

この規約は令和３年５月８日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

## 1 目標

自治会組織本来の目的である住民福祉の増進と自治会の健全な発展を図るため、次の事業を実施する。なお事業実施にあたっては、「青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定」にもとづき、その協働に努めるものとする。

## 2 事業計画

### (1) 各種研修会

- ア 正副支会長宿泊研修会
- イ 自治会長研修会
- ウ 役員研修
- エ 防災講演会

### (2) 自治会制度等の調査研究

- ア 自治会役員負担軽減の推進
- イ 自治会運営の人材確保と育成についての調査研究
- ウ 連合会事務局にかかる調査研究
- エ 条例制定にかかる調査（都町連）

### (3) 組織の強化

- ア 委員会活動の充実促進
- イ 地域防災、防犯の意識向上の推進
- ウ 自治会加入促進活動の実施、支会長会等における加入・退会防止対策に向けた事業や方策等の検討
- エ 自治会活動への女性・若者の参画、高齢者見守り活動の推進
- オ 小・中PTA、学校との連携推進
- カ 青梅市自治会連合会に未加入の自治会に対する、自治会連合会への加入呼びかけ
- キ 会員特典サービス「自治会連合会すまいるカード」事業の充実
- ク 青梅市自治会連合会ホームページの充実
- ケ 多摩ケーブルネットワークの青梅市自治会連合会活動紹介番組「みんなの自治会」の充実
- コ 青梅市自治会連合会だより、広報おうめ自治会活動紹介コーナー、自治会・支会活動事例集の充実

(4) コミュニティ事業の推進

- ア 市議会傍聴
- イ 地域自主防災組織の充実、強化を図る事業
- ウ 地域の安全を守る活動の強化を図る事業
- エ 運動会、スポーツ大会等、健康と体力の増進を図る事業
- オ 美化運動、ごみ減量運動および資源再利用運動の推進
- カ 市民センター事業への協力
- キ 青少年健全育成事業の推進
- ク 地域の文化的事業の推進
- ケ 青梅大祭等への協賛
- コ その他コミュニティ形成に必要な事業の実施

(5) 行政への協力

- ア 各種審議会等への委員の推薦
- イ 市周知物の配布および回覧・掲示
- ウ 資源再利用実施団体奨励報償金制度の奨励
- エ 避難行動要支援者支援制度への協力
- オ 青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置防止パトロールへの協力
- カ 地域猫制度への協力
- キ その他住民福祉に必要な行政への協力

(6) 公益団体への協力

- ア 社会福祉協議会の事業への協力
- イ 防犯および防火防災、交通安全等各種団体の事業への協力
- ウ 赤い羽根共同募金等各種募金活動への協力
- エ その他公益団体が実施する事業への協力

(7) 青梅市自治会連合会、市との連携基本協定を推進する

(8) 近隣市町村自治会連合会との連携

(9) 東京都町会連合会との連携

(10) 地域で活躍する各種団体との連携

令和3年5月8日

青梅市自治会連合会  
会長 高橋 正

## 議案（6）

## 令和3年度青梅市自治会連合会会計収支予算（案）

## 収 入

（単位 円）

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 負 担 金	1,347,480	1,382,480	△ 35,000	
1 負 担 金	1,347,480	1,382,480	△ 35,000	均等割 3,000円×153自治会=459,000円 世帯割 40円×22,212世帯=888,480円
2 交 付 金 等	1,760,000	1,760,000	0	
1 自 治 会 振 興 交 付 金	1,760,000	1,760,000	0	青梅市自治会振興交付金
3 繰 越 金	1,524,054	713,234	810,820	
1 繰 越 金	1,524,054	713,234	810,820	前年度繰越金
4 諸 収 入	638,466	574,286	64,180	
1 預 金 利 子	10	10	0	普通預金利子
2 助 成 金	250,000	250,000	0	青梅市社会福祉協議会助成金
3 雑 収 入	388,456	324,276	64,180	パンフレット広告代
合 計	5,270,000	4,430,000	840,000	

## 支 出

（単位 円）

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 会 議 費	530,000	420,000	110,000	
1 総 会 費	230,000	340,000	△ 110,000	記念品、印刷代等
2 会 議 費	300,000	80,000	220,000	各種会議出席
2 事 業 費	2,970,000	3,031,000	△ 61,000	
1 調 査 研 究 費	600,000	670,000	△ 70,000	役員宿泊研修
2 研 修 費	100,000	480,000	△ 380,000	役員研修会
3 自 治 会 振 興 費	290,000	516,000	△ 226,000	役員懇親会等
4 加 入 特 典 事 業 費	1,430,000	865,000	565,000	すまいるカードパンフレット・カード印刷等
5 そ の 他 の 事 業 費	550,000	500,000	50,000	自治会長アポロキャップ、奥多摩溪谷駅伝参加費助成、連合会だより印刷
3 負 担 金	60,000	60,000	0	
1 負 担 金	60,000	60,000	0	西多摩地区自治会・町内会連合会長会負担金、東京都町会連合会負担金

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
4 事 務 費	143,000	123,000	20,000	
1 消 耗 品 費	50,000	50,000	0	事務用消耗品等
2 通 信 運 搬 費	90,000	70,000	20,000	問い合わせ用携帯電話代、郵便料
3 雑 費	3,000	3,000	0	支払い時の振込手数料
5 慶 弔 費	50,000	50,000	0	
1 慶 弔 費	50,000	50,000	0	弔慰金、傷病見舞金、災害見舞金
6 交 際 費	410,000	410,000	0	
1 交 際 費	250,000	250,000	0	各種団体の総会祝金等
2 会 長 等 活 動 費	160,000	160,000	0	会長・副会長・会計活動費
7 予 備 費	1,107,000	336,000	771,000	
1 予 備 費	1,107,000	336,000	771,000	
合 計	5,270,000	4,430,000	840,000	

収入支出差引残額なし。

なお、支出予算に不足が生じた場合は、他の科目から流用することができるものとする。

令和3年5月8日

青梅市自治会連合会

会 長 高 橋 正

## 議案（7）

### 令和3年度青梅市自治会連合会ホームページ運営事業会計収支予算（案）

収 入

（単位 円）

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 助 成 金	150,000	150,000	0	青梅市社会福祉協議会、青梅防犯協会、青梅防火防災協会
2 バナー広告収入	648,000	648,000	0	36,000円×18社=648,000円
3 繰 越 金	121,303	1,466,305	△ 1,345,002	
4 支 会 負 担 金	121,000	121,000	0	11,000円×11支会=121,000円
5 預 金 利 子	10	10	0	
6 雑 収 入	687	685	2	
合 計	1,041,000	2,386,000	△ 1,345,000	

支 出

（単位 円）

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 事 業 費	608,000	1,600,000	△ 992,000	ホームページ保守委託料
2 研 修 費	0	230,000	△ 230,000	ホームページ活用研修費
3 支 払 手 数 料	1,000	1,000	0	振込手数料
4 予 備 費	432,000	555,000	△ 123,000	
合 計	1,041,000	2,386,000	△ 1,345,000	

収入支出差引残額なし。

なお、支出予算に不足が生じた場合は、他の科目から流用することができるものとする。

令和3年5月8日

青梅市自治会連合会

会 長 高 橋 正

## 議案(8)

## 令和3年度青梅市自治会連合会役員(案)

役職	氏名	所属支会	所属自治会	備考
会長	宮口 泉	第8支会	師岡町3・4丁目	専任
副会長	小花 紀彦	第9支会	新町2丁目	
会計	高橋 誠	第8支会	東青梅6丁目	
常任理事	山本 佳昭	第1支会	森下町	
常任理事	宇津木 順一	第2支会	下長淵第4	
常任理事	國生 隆利	第3支会	今寺第四	
常任理事	土方 功	第4支会	畑中2丁目	
常任理事	平岡 孝	第5支会	二俣尾1丁目	
常任理事	加藤 博行	第6支会	富岡	
常任理事	加藤 利保	第7支会	成木7丁目	
常任理事	澁谷 章	第10支会	河辺町4丁目	
常任理事	高橋 宏幸	第11支会	七日市場第2	
会計監事	神山 芳勝	第2支会	上長淵第2	
〃	鵜澤 忠男	第3支会	塩船	
〃	榎戸 正明	第4支会	梅郷1丁目	
理事	田中 豊昭	第1支会	日向和田1丁目	
〃	守谷 憲太郎	第1支会	上町	
〃	見目 幸司	第2支会	駒木町第3	
〃	和山 満雄	第3支会	野上第3	
〃	内田 義明	第3支会	谷野	
〃	尾根 義明	第4支会	柚木町3丁目	
〃	小高 義行	第5支会	御岳2丁目	
〃	池田 房生	第5支会	沢井3丁目	
〃	新井 博士	第6支会	小曾木3丁目	
〃	吉崎 光一	第6支会	黒沢3丁目第2	
〃	中村 富男	第7支会	成木1丁目	
〃	岩本 正司	第7支会	成木3丁目	
〃	杉藤 哲郎	第8支会	グリーンサイド東青梅	
〃	土屋 久司	第8支会	東青梅2丁目第1	
〃	上原 富明	第9支会	新町5・6丁目	
〃	山本 博美	第9支会	新町7・8・9丁目	
〃	山崎 大輔	第10支会	河辺町2丁目	
〃	瀬崎 正吾	第10支会	河辺町7丁目	
〃	山田 正伸	第11支会	藤橋第2	
〃	福籠 啓二	第11支会	今井中	
〃	篠田 昌信	第11支会	藤橋西側	
顧問	高橋 正	第2支会	駒木町第1	

## 退 任 役 員

役 職	氏 名	支 会 名	所属自治会
会 長	高 橋 正	第 2 支会	駒木町第 1
常任理事	水 野 剛 史	第 6 支会	黒沢 2 丁目第 1
常任理事	井 上 良 平	第 7 支会	成木 5 丁目
常任理事	宿 谷 久 男	第 11 支会	藤橋西側
会計監事	榎 戸 敏 文	第 1 支会	天ヶ瀬
会計監事	羽 村 博	第 11 支会	今井柳田
理 事	金 子 孝 夫	第 1 支会	住江町
理 事	加 藤 研	第 2 支会	上長淵第 1
理 事	須 田 保 宏	第 3 支会	大門第 2
理 事	鳥 畑 幸 一	第 3 支会	木野下
理 事	吉 澤 正 之	第 6 支会	黒沢 1 丁目第 1
理 事	細 田 良 治	第 6 支会	小曾木 1 丁目
理 事	吉 永 堅 一	第 11 支会	今井堀之内
顧 問	井 上 一 雄	第 7 支会	成木 7 丁目

退任者合計 14 名（感謝状贈呈者）

## 【資料2】

## 退任自治会長

## 第1支会（19名中12名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
勝沼1丁目	古屋多一	森下町	山本佳昭
勝沼2丁目	小澤龍司	裏宿町1丁目	今井義彦
住江町	金子孝夫	天ヶ瀬町	榎戸敏文
青梅本町	加藤敏夫	大柳町	廣野巖
仲町1丁目	中西和夫	日向和田1丁目	福田米親
仲町2丁目	浅田悦敬	日向和田3丁目	明神昇

## 第2支会（24名中10名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
上長淵第1	加藤研	友田町第6地域会	代表吉川清
下長淵第1	前田孝英	千ヶ瀬町第2	斉藤泰久
友田町第1	塙水尾祐文	千ヶ瀬町第4	荒井俊彰
友田町第3	宇津木繁樹	千ヶ瀬町第5	橋本幸晴
友田町第4	野島昭夫	千ヶ瀬町第7	山口裕臣

## 第3支会（14名中7名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
野上第1	原島裕	大門第5	島田英己
野上第2	本庄英雄	今寺西	石川央
大門第1	星野政道	今寺榎	築地清貴
大門第2	須田保宏		

## 第4支会（13名全員留任）

## 第5支会（14名全員留任）

第6支会（10名中3名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
小曾木1丁目	細田良治	黒沢2丁目第2	伊藤正行
黒沢1丁目第1	吉澤正之		

第7支会（8名中3名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
成木2丁目	伊藤精一郎	成木6丁目	木崎和彦
成木4丁目	代表 清水 信明		

第8支会（15名中2名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
東青梅2丁目第2	永澤克己	師岡町2丁目	竹田雅志

第9支会（9名中6名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
新町1丁目	古谷信次	新町3丁目西	牧内大雄
新町2丁目	菊池吉治	末広町1丁目	小山清
新町3丁目東	鹿谷邦彦	末広町2丁目	北村健治

第10支会（12名中1名退任）

自治会名	氏名
河辺グレイブマンション	杉山芳興

第11支会（16名中8名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
藤橋上	石川和良	今井柳田	羽村博
藤橋中	白石康志	今井原今井	吉田昌之
藤橋宮本	青木弘幸	今井堀之内	吉永堅一
藤橋西側	宿谷久男	七日市場第1	益田善治

退任者合計52名

## 青梅市自治会連合会規約（案）

（名称および事務所）

第1条 本会は青梅市自治会連合会と称し、事務所を青梅市役所内に置く。

（組織）

第2条 本会は青梅市内の自治会をもって組織する。

2 本会の運営を円滑にするため、前項の自治会を区分して支会を組織する。

（目的）

第3条 本会は会員の福祉増進と自治会の健全な発展を図るため、自治会相互の連絡協議によって市政への協力および民意反映に努めるとともに、自治会相互の親睦を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治会活動に関する調査研究に関すること。
- (2) 自治会活動に資する研修会等の開催に関すること。
- (3) 自治会相互の連絡調整を図ること。
- (4) 市政への協力に関すること。
- (5) 関係機関および団体との協力連携に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な事項

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- |          |       |
|----------|-------|
| (1) 会長   | 1名    |
| (2) 副会長  | 1名    |
| (3) 会計   | 1名    |
| (4) 常任理事 | 10名以内 |
| (5) 理事   | 若干名   |
| (6) 会計監事 | 3名    |

2 前項第1号、第2号および第3号の役員は、支会長または支会長経験者のうち別に定める推薦委員会の推薦する者、および同項第4号の役員は支会長のうち役員会の推薦する者を総会の承認を得て決定する。

3 第1項第5号および第6号は副支会長のうちから役員会の推薦する者を総会の承認を得て決定する。

(役員職務)

第6条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は本会の経理をつかさどる。

4 常任理事は理事を指揮し会務を執行する。

5 理事は会務を執行する。

6 会計監事は会計事務を監査する。

第6条の2 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会に諮って会長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第7条 役員のうち、会長、副会長および会計の任期は2年とし、常任理事、理事および会計監事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が任期中に退任したとき、後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(機関)

第8条 本会に次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 支会長会

(総会)

第9条 総会は定期総会および臨時総会とし、自治会長全員をもって構成する。

2 定期総会は毎年1回5月にこれを開き、臨時総会は必要に応じ会長が招集する。

3 総会の議長はそのつど総会において選出する。

(総会の権限)

第10条 総会は次の事項を審議する。

(1) 規約の改廃

(2) 事業報告および決算の承認

- (3) 役員承認
- (4) 事業計画および予算の議決
- (5) その他必要な事項

(役員会)

第11条 役員会は役員全員をもって構成し、随時会長が招集する。

2 役員会の議長は会長とする。

(支会長会)

第12条 支会長会は、会長、副会長、会計および常任理事で構成し、随時会長が招集する。

2 支会長会の議長は、副会長とする。

(機関の成立と議事の決定)

第13条 総会、役員会および支会長会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

(専門委員会)

第14条 第4条の事業を円滑に推進するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によるものとし、会議は、必要に応じて委員長が招集する。

3 専門委員会は、会議が終了したときは、その結果を速やかに会長に報告しなければならない。

(経費の負担)

第15条 本会の経費は各自治会の負担金および市の交付金その他をもってこれに充てる。

(会計)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

(規約の改廃)

第17条 この規約を改廃しようとするときは、第13条第2項の規定にかかわらず、総会において構成員の過半数以上の賛成を必要とする。

(その他必要な事項)

第18条 この規約の施行に際し必要な事項は、役員会の議を経て会長が

定める。

付 則

- 1 この規約は昭和35年5月3日から施行する。
- 2 青梅市自治会長会規約は廃止する。

付 則

- 1 この規約は公布の日から施行し、昭和36年11月1日から適用する。
- 2 この規約は昭和44年5月16日から施行し、昭和43年12月25日から適用する。

付 則

この規約は昭和46年5月22日から施行する。

付 則

この規約は公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

付 則

この規約は公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

付 則

この規約は公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この規約は平成18年5月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この規約は平成24年5月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この規約は令和3年5月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

## 青梅市自治会連合会規約施行規則

第 1 条 この規約は青梅市自治会連合会規約（以下「規約」という。）の施行に際し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 規約第 2 条第 2 項の支会は、青梅、長淵、大門、梅郷、沢井、小曾木、成木、東青梅、新町、河辺、今井の各市民センター区域を単位とする 11 支会とし、この順に番号を付ける。

第 3 条 規約第 15 条の各自治会の負担金は、均等割および世帯割とする。ただし、世帯割については、毎年 4 月 1 日現在の世帯数を基準として算定する。

2 青梅市自治会連合会のホームページ運営事業に関する負担金は、支会割とする。

付 則

1 この施行規則は昭和 35 年 5 月 3 日から施行する。

2 青梅市自治会長会規約施行規則は廃止する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 36 年 1 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は平成18年5月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この施行規則は平成24年4月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

## 青梅市自治会連合会弔慰金等贈呈内規

(目的)

第1条 この内規は、自治会長相互の友愛を深めるため、自治会長およびその家族の死亡等に対し、弔慰金等を贈呈することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(弔慰金)

第2条 自治会長またはその親族が死亡したときは、次の区分によって弔慰金を贈呈する。

(1) 自治会長 20,000円

(2) 配偶者 10,000円

(3) 自治会長の父、母、子（自治会長と同一家屋に居住または、自治会長が葬儀の施主である場合）

5,000円

(傷病見舞金)

第3条 自治会長が引き続き15日以上または入院7日以上にわたって療養を要する負傷または疾病にかかった場合においては、傷病見舞金として5,000円を贈呈する。

(災害見舞金)

第4条 自治会長の住居が、焼失等による災害を受けたときは、その災害の程度により20,000円の範囲内で災害見舞金を贈呈する。ただし、この災害が地震等天災地変に該当するときは適用しないものとする。

(弔慰金等の額の特例)

第4条の2 第2条から第4条に規定する弔慰金等の額について、特に会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(関係者の適用)

第5条 本会与密接な関係にある者で、第2条から第4条までに該当したときは、各条に準じて弔慰金等を贈呈することができる。

2 前項にもとづき弔慰金等を贈呈したときは、次の役員会に報告しなければならない。

(報 告)

第6条 自治会長は、前各条に該当することを聞知したときは、支会長を通じて、すみやかに会長に報告するものとする。

(委 任)

第7条 この内規の施行について必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この内規は昭和46年10月6日から施行する。
- 2 青梅市自治会連合会慶弔見舞金（内規）は、昭和46年10月5日に廃止する。

付 則

この内規は公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

付 則

この内規は、昭和57年4月1日から適用する。

付 則

この内規は、平成5年4月1日から適用する。ただし、弔慰金については、平成4年9月10日からとする。

付 則

この内規は、平成27年4月1日から適用する。

## 青梅市自治会連合会 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法（以下「取扱方法」という。）は、青梅市自治会連合会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、事業の円滑な運営と個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 この取扱方法は、総会資料または回覧で役員等に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会は、支会、自治会等役員の個人情報を取得するものとする。

2 本会が取得する個人情報は、次に掲げるものとする。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 電話番号

(4) その他、本会の運営上必要な事項で、役員等の同意を得た事項

(利用)

第5条 本会が取得した個人情報は、次の目的に沿って利用するものとする。

(1) 会費請求、管理、その他文書の送付等

(2) 役員等名簿の作成および役員等への配付

(3) 本会が実施する事業の対象者の把握

(4) 災害等の緊急時における要支援者等の支援活動

(管理)

第6条 本会が取得した個人情報は、会長または会長が指定する役員等が保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、会長の指示により、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供先)

第7条 本会が取得した個人情報、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関若しくは東京都、青梅市又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(5) 本会、同支会その他これらに準じる公共目的の団体、学校等が、自治会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(委任)

第8条 この取扱方法に定めるもののほか、個人情報の取扱いに関し必要な事項は、役員会の決定を経て会長が定める。

付 則

この取扱方法は、平成29年5月13日から施行する。

## 支会別・年度別 自治会加入世帯数

	令和 3	2	元	平成 30	29	28	27	26	25	24
第1支会	2,984	3,078	3,168	3,272	3,316	3,349	3,390	3,365	3,420	3,496
第2支会	4,138	4,314	4,444	4,598	4,668	4,805	4,918	5,033	5,048	5,144
第3支会	2,129	2,254	2,341	2,498	2,573	2,676	2,746	2,856	2,973	3,035
第4支会	2,243	2,323	2,399	2,453	2,508	2,593	2,671	2,745	2,784	2,810
第5支会	885	918	956	976	1,001	1,013	1,057	1,079	1,091	1,109
第6支会	698	712	752	773	793	808	836	854	922	1,024
第7支会	534	552	559	568	578	583	590	593	599	608
第8支会	2,954	3,091	3,266	3,358	3,423	3,496	3,566	3,653	3,721	3,761
第9支会	1,270	1,336	1,426	1,501	1,603	1,696	1,719	1,753	1,794	2,140
第10支会	2,286	2,353	2,479	2,578	2,637	2,650	2,692	2,698	2,804	2,827
第11支会	1,242	1,281	1,365	1,469	1,533	1,593	1,628	1,667	1,742	1,805
小計(A)	21,363	22,212	23,155	24,044	24,633	25,262	25,813	26,296	26,898	27,759
連合会未加入 自治会(B)	1,980	1,999	1,885	1,870	1,880	1,897	1,891	1,902	1,850	1,790
合計 (A)+(B)=(C)	23,343	24,211	25,040	25,914	26,513	27,159	27,704	28,198	28,748	29,549
全世帯数(D)	64,034	63,547	63,188	62,910	62,461	62,129	61,474	60,928	60,550	60,337
加入率(%) (C)÷(D)	※ 36.45%	38.10%	39.63%	41.19%	42.45%	43.71%	45.07%	46.28%	47.48%	48.97%
人口	131,661	132,593	133,574	134,708	135,570	136,545	137,108	137,608	138,431	139,410

※ 特別養護老人ホーム等入所世帯を除いた世帯数で算出すると、加入率は38.09%です。(各年度4月1日現在)

## 支会別・年度別 自治会数

	令和 3	2	元	平成 30	29	28	27	26	25	24
第1支会	18	19	19	19	19	19	19	19	21	22
第2支会	24	24	24	25	25	25	25	25	25	25
第3支会	14	14	14	14	14	14	15	15	15	15
第4支会	13	13	13	14	14	14	14	14	14	14
第5支会	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
第6支会	10	10	11	11	11	11	11	11	12	14
第7支会	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
第8支会	15	15	16	16	16	16	16	16	16	16
第9支会	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
第10支会	12	12	12	12	12	13	13	13	13	13
第11支会	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
小計(A)	153	154	156	158	158	159	160	160	163	166
連合会未加入 自治会(B)	14	14	13	12	12	12	12	12	11	9
合計 (A)+(B)	167	168	169	170	170	171	172	172	174	175

(各年度4月1日現在)